

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験 (土工)

業務区分 土工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
主な業務内容	<p>(1) 掘削</p> <p>①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業</p> <p>②押土、運搬、積込み等の土砂を移動する作業</p> <p>(2) 埋め戻し</p> <p>①人力、機械等による埋め戻し作業</p> <p>②敷き込み、敷均し、転圧、締固め等による表面、斜面の整形作業</p> <p>(3) 盛り土・切り土</p> <p>①人力及び機械での盛り土・切り土作業</p> <p>②盛り土・切り土した表面、斜面の整形作業</p> <p>③塗布、植付け等の施工表面処理作業</p> <p>(4) 水処理</p> <p>地下水の汲み上げ等の地盤改良工事作業</p> <p>(5) コンクリート等の打込み</p> <p>①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業</p> <p>②残コン処理作業</p>
想定される関連業務	<p>①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業</p> <p>②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、楊重、移動作業</p> <p>③設備、施設、基礎、足場、通路、構台、備品等の設置、組立、解体作業</p> <p>④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備、設置、操作等の作業</p> <p>⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業</p> <p>⑥薬品・塗料等の散布、攪拌、混合又はモルタル等の注入、充填作業</p> <p>⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の雑作業</p> <p>⑧各種楊重運搬機械の運転</p> <p>⑨玉掛け作業</p> <p>⑩その他、土工業務の実施に必要となる安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）</p>
使用する主な素材・材料	作業を行う現場や搬入材が材料（素材）であり、特定の場所や物をさすものではない。

使用する主な機械、設備、工具等	油圧ショベル、クラムシェル、ブレーカ、さく岩機、さく井機、パワーショベル、不整地運搬車、小車／一輪車、モッコ等、ピックハンマ、スコップ、ブルドーザ、振動ローラ、タイヤローラ、モーターグレーダー、タンパ／ランマ、振動プレート、コンクリートバケット、バイブレータ、 測量用機器、施工用各種試験機、高所作業車、クレーン車、ポンプ、ケーシング／スクリーンパイプ、空気圧縮機、モルタル吹付機、電源車、作業船、点検／整備用器工具 等
備考	船員法上の船員により行われる作業は除く。

(参考)

上記運用要領の制定にあたって、全日本漁港建設協会と関係機関において、以下のことが確認されています。

1. 「しゅんせつ」については、主な業務内容の「掘削」に含まれる。
2. 「構造物（ケーソン、鋼造の栈橋、魚礁等）の製作作業」については、主な業務内容の「コンクリート等の打込み」における「等」に含まれる。
3. 「構造物据付の際の基礎工事である舗装、地盤改良等の業務」については、想定される関連業務の「基礎」に含まれる。
4. 「構造物の製作業務の関連作業としての型枠施工、鉄筋施工、溶接施工」については、「コンクリート等の打ち込み作業」の関連作業に含まれる。